

## 高圧系統連系保護装置等認証 部分変更届

一般財団法人電気安全環境研究所 殿

認証取得者名(社名及び代表者名)

下記の認証モデルについて、設計を変更したいので、高圧系統連系保護装置等認証業務規程第15条第1項の規定により、届出ます。

### 記

認証登録番号:

変更の理由:

変更実施予定年月日:

設計変更の内容:

変更事項	変更前	変更後	備考

(注:変更内容の詳細を説明した資料を添付して下さい。)

部分変更確認書の発行希望  
( にチェック願います)

:希望する

:希望しない(完了通知書が発行されます)

認証取得者の責任者

会社名:

氏名:(所属部署、氏名を記入して下さい。)

印(必ず押印して下さい。)

住所:

電話及びFAX番号:

E-mail:

(次頁に続く)

## □: 保護機能の仕様及び標準(整定)値の変更点なし。

### 1. 系統保護機能の標準整定値(出荷時の整定値)、および整定範囲

保護継電器		標準値	整定範囲
交流過電圧 OVR	検出レベル		
	検出時限		
交流不足電圧 UVR	検出レベル		
	検出時限		
周波数上昇 OFR	検出レベル	50Hz	
		60Hz	
	検出時限		
周波数低下 UFR	検出レベル	50Hz	
		60Hz	
	検出時限		
復電後一定時間の遮断装置投入阻止			

### 2. 電圧上昇抑制機能に係る標準整定値(出荷時の整定値)、および整定範囲

力率一定制御	指定力率	標準値	設定範囲
			<input type="checkbox"/> 設定値固定, <input type="checkbox"/> 設定範囲:
電圧上昇抑制制御	検出レベル (進相無効電力制御)		
	検出レベル (出力制御)		
	限界出力抑制値		

### 3. 単独運転検出機能に係る標準整定値(出荷時の整定値)、および整定範囲

検出方式		標準値	設定範囲
受動的方式	検出方式	検出要素	—
		検出レベル	<input type="checkbox"/> 設定値固定, <input type="checkbox"/> 設定範囲:
能動的方式	検出方式	検出要素	—
		検出レベル	<input type="checkbox"/> 設定値固定, <input type="checkbox"/> 設定範囲:
		検出時限	—

## 認証申込補足書及び認証申込みに関する確認事項

### 1. 試験成績書の発行

希望する(有料となります) (簡易版 詳細版) (和文 英文)

(発行希望型番: \_\_\_\_\_)

注) 英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記をご提出願います。

お申込み内容により発行内容が制約される場合があります、予めご確認をお願い致します。

希望しない

### 2. 認証希望日の指定(特急扱いの場合は別途追加料金が掛かります)

指定する(年 月 日を希望)

指定しない

特急を希望する

### 3. 送付先等の確認( にチェック願います)

#### 1) JETからのお問い合わせ先;

認証申込者の責任者  下記の連絡先1  下記の連絡先2

#### 2) 認証証明書、試験成績書の送付先;

認証申込者の責任者  下記の連絡先1  下記の連絡先2

#### 3) 試験料等の請求書の送付先;

認証申込者の責任者  下記の連絡先1  下記の連絡先2

(「請求書宛名」が認証申込者と異なる場合を希望するときは、その旨を「2. その他(連絡事項など)」にご記入願います)

#### 4) 試験済品等の返還;

・着払いにて返送を希望

認証申込者の責任者  下記の連絡先1  下記の連絡先2

・引き取る

・JETでの廃棄を希望(小型のものに限る、廃棄に係る費用は認証申込者が負担する)

#### 連絡先1:

社名:

住所:

氏名:

所属部所・役職:

TEL:

FAX:

E-mail:

#### 連絡先2:

社名:

住所:

氏名:

所属部所・役職:

TEL:

FAX:

E-mail:

## 高圧系統連系保護装置等認証申込みに係る承諾事項

次の事項をご承諾いただいた上で、高圧系統連系保護装置等認証(以下、「認証」という。)申込書をご提出ください。

### 1. 認証申込を行うに際して

- 1) この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了します。なお、認証完了前に提出書類の不備・過不足等あれば、速やかに準備し提出します。
- 2) JET の認証に係る「高圧系統連系保護装置等認証業務規程」を含む要求事項に常に適合するようにします。
- 3) 認証の要求事項に必要な準備をすべて行います。  
この準備には、認証製品試験、工場調査及び苦情の解決のために必要な文書の調査並びに認証に関するすべての場所への立ち入り、記録(内部監査報告を含む)の閲覧及び組織関係者との面談のための用意を含みます。
- 4) 認証の対象となっている高圧系統連系保護装置等及び系統連系用インバータ等についてだけ認証されていることを表明します。
- 5) JET の評価を損なうような認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は範囲を逸脱すると JET が考えるような認証に関する表明は行いません。
- 6) 認証の抹消及び認証の取消しを受けた場合には、認証に言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、JET の要求がある場合に認証証明書を返却いたします。
- 7) 認証証明書、認証試験成績書及びそれらの一部であっても、誤解を招くような方法で使用しません。
- 8) 文書、パンフレット又は宣伝・広告等の媒体で認証について触れる場合には、JET の要求事項に従います。
- 9) 認証後に適合性に影響を与える可能性のある変更を行う場合には、その旨を速やかに JET に通知します。
- 10) 申込み内容の変更が生じた場合には、速やかに書面(「認証証明書記載事項変更届」又は「部分変更届」等)をもって JET に提出します。
- 11) 当方に起因する理由で申請を取下げられる場合には、書面をもって通知するとともに、それまでに発生した認証製品試験及び工場調査などの実費についてはお支払いします。
- 12) 認証申込者は、初回工場調査及び定期工場調査等の実施について要求されたときは、JET 職員が協力会社を含む製造工場に立ち入り、必要な調査を受けることに同意します。
- 13) JET が認証する製品については、工場調査を受けた登録工場で認証製品を製造した製品について、認証ラベルを添付し出荷します。それ以外の工場、他の場所では認証ラベルを添付した製品を製造及び出荷しないことに同意します。
- 14) 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。

### 2. 試験品について、

- 1) 試験品の受け渡しは、電力技術試験所又はJETの指定する事業所とします。なお、これら輸送に係わる責任は認証申込者とします。
- 2) 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、速やかに対策を講じます。
- 3) JET は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態(以下、「試験済品」という)又は改善指摘時の状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
- 4) 認証申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、認証申込者が負担するものとします。

### 3. 認証申込者及び認証取得者の義務について

- 1) 利害関係者からの苦情及び是正処置の記録の保管をします。また、JET からの要望がある場合は、それらの記録などの情報を JET へ提供します。
- 2) 是正措置への対応をします。
- 3) 認証を受けた事項に変更が生じた場合は、「認証証明書記載事項変更届」又は「部分変更届」等を提出します。
- 4) 認証証明書、認証試験成績書などについて、複写する際にはすべての頁を複写します。なお、部分複写して使用する場合には、書面により JET の承諾を受けます。
- 5) その他、認証申込者は「高圧系統連系装置等認証業務規程」の規定を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意します。

### 4. 部分変更申込みについて

- 1) 本申込を電子ファイルにて行う場合は、電子ファイルを原本とすることを承知します。

認証申込者は、認証の申込みにあたり、以上の事項を確認しました。

確認事項の内容を承諾します。(  にチェック願います)